

住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第13号

住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第1条 住民基本台帳法施行細則(平成20年佐賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第30条の23第3項及び第34条の2第2項に規定する証明書は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(本人確認情報の開示請求)</p> <p>第3条 法第30条の37第1項の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書(様式第2号)により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第30条の38第2項の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書(様式第5号)により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報の訂正等)</p> <p>第7条 法第30条の40の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「本人確認情報の訂正等申出」という。)は、本人確認情報訂正等申出書(様式第6号)により行うものとする。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第30条の39第2項に規定する証明書は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(本人確認情報の開示請求)</p> <p>第3条 法第30条の32第1項の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書(様式第2号)により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第30条の33第2項の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書(様式第5号)により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報の訂正等)</p> <p>第7条 法第30条の35の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「本人確認情報の訂正等申出」という。)は、本人確認情報訂正等申出書(様式第6号)により行うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 法第30条の40の規定による通知は、本人確認情報調査結果通知書（様式第7号）により行うものとする。</p> <p>（本人確認情報の提供方法）</p> <p>第9条 条例第2条第2項又は第4条第2項の規定による<u>保存期間</u>に係る本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>略</p> <p>上記の者は、住民基本台帳法第30条の23第2項又は第34条の2第1項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>略</p> </div> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、本人確認情報の開示を請求します。</p> <p>略</p>	<p>2 略</p> <p>3 法第30条の35の規定による通知は、本人確認情報調査結果通知書（様式第7号）により行うものとする。</p> <p>（本人確認情報の提供方法）</p> <p>第9条 条例第2条第2項又は第4条第2項の規定による<u>知事保存</u>本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>略</p> <p>上記の者は、住民基本台帳法第30条の39第1項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>略</p> </div> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、本人確認情報の開示を請求します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>この様式に記載された個人情報</u>は、本人確認情報の開示請求に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div>

改正前

様式第3号(第5条関係)

略

住民票コード		生年月日		性別	
略					

住民票コード		生年月日		性別	
略					

住民票コード		生年月日		性別	
略					

略

様式第4号(第5条関係)

略

年 月 日付けで請求のあった個人情報については、本人確認情報が存在しないので、住民基本台帳法第30条の37第2項の規定により通知します。

略

様式第5号(第5条関係)

略

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示については、住民基本台帳法第30条の38第2項の規定により、次のとおり開示の期限を延長しますので通知します。

<u>法第30条の38第1項</u>	年 月 日から
<u>の規定による期間</u>	年 月 日まで

略

様式第6号(第7条関係)

略

改正後

様式第3号(第5条関係)

略

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
略							

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
略							

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
略							

略

様式第4号(第5条関係)

略

年 月 日付けで請求のあった個人情報については、本人確認情報が存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項の規定により通知します。

略

様式第5号(第5条関係)

略

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示については、住民基本台帳法第30条の33第2項の規定により、次のとおり開示の期限を延長しますので通知します。

<u>法第30条の33第1項</u>	年 月 日から
<u>の規定による期間</u>	年 月 日まで

略

様式第6号(第7条関係)

略

改正前		改正後	
<p>住民基本台帳法第30条の40の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除について、次のとおり申し出ます。</p>		<p>住民基本台帳法第30条の35の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除について、次のとおり申し出ます。</p>	
請求を受けた内容	略	開示を受けた内容	略
	住民票コード		住民票コード
	氏名		氏名
	略		略
訂正等申出の内容	略	訂正等申出の内容	略
	住民票コード		住民票コード
	氏名		氏名
	略		略
略		略	
<p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正等については、住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり調査結果を通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申し立てをすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴</p>		<p>この様式に記載された個人情報は、本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正等については、住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり調査結果を通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申し立てをすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴</p>	

改正前	改正後
<p>訟を提起することができます。</p> <p>略</p>	<p>訟を提起することができます。</p> <p>略</p>

(佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第2条 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和47年佐賀県規則第74号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第5号に定める年金受給権者現況届書は、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写しを添えてその年の5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報(同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。)を利用することができるときは、年金受給権者に係る住民票の写しの添付を省略することができる。</p> <p>様式第28号(第10条関係)</p> <p>略</p> <p>添付書類 住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用することができるときは、住民票の写しの添付を省略することができる。)</p>	<p>(届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第5号に定める年金受給権者現況届書は、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写しを添えてその年の5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定により年金受給権者に係る知事保存本人確認情報を利用することができるときは、年金受給権者に係る住民票の写しの添付を省略することができる。</p> <p>様式第28号(第10条関係)</p> <p>略</p> <p>添付書類 住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により年金受給権者に係る知事保存本人確認情報を利用することができるときは、住民票の写しの添付を省略することができる。)</p>

(佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第3条 佐賀県屋外広告物条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の8第1項の規定により本人確認情報（同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）</u>を利用することができるときは、登録申請者は、前項第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>4 知事は、第2項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる者（住民基本台帳法<u>第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができる者を除く。</u>）に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5・6 略</p>	<p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の15第1項の規定により知事保存本人確認情報</u>を利用することができるときは、登録申請者は、前項第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>4 知事は、第2項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる者（住民基本台帳法<u>第30条の15第1項の規定により本人確認情報を利用することができる者を除く。</u>）に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5・6 略</p>

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行の日から施行する。